

令和2年5月7日

大阪狭山市立小・中学校の
保護者の皆様へ

大阪狭山市教育委員会

「緊急事態宣言」延長による新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業等の措置について

平素は本市の教育活動にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

政府の「緊急事態宣言」の延長を踏まえ、大阪狭山市立小・中学校における対応を、下記のとおりとさせていただきますので、ご理解・ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 臨時休業の期間について

- ・令和2年5月11日(月)から5月31日(日)までの期間、小・中学校を臨時休業とします。
(臨時休業の期間については、国の緊急事態宣言や府域の感染状況により、変更する場合があります。)

2. 臨時休業中の登校日について

- ・手洗いや咳エチケットの徹底、施設設備の消毒、教員と児童生徒及び児童生徒同士の間身体的な距離を確保する等、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じた上で、臨時休業期間中に登校日を設定します。
- ・登校日の日程については、近日中に各小・中学校よりお知らせします。なお登校日は、5月11日(月)の週からの実施を予定しております。

3. 小学校における放課後児童会入会児童等への対応について

- ・5月11日(月)～5月29日(金)の小学校における放課後児童会入会児童等の対応は、引き続き実施します。ただし、極力自宅での見守りにご協力いただきますようお願いいたします。

4. 6月1日以降の予定について

- ・6月1日(月)以降の学校再開の可否については、改めてお知らせいたします。